

# 狭あい道路路線整備事業の制度概要

## 1 狭あい道路路線整備事業について

市内の未整備の既成市街地には、狭あい道路（幅員4m未満の狭い道）が依然として存在しています。

狭あい道路を解消することは、秩序ある街並みの形成の一助となり、暮らしやすい生活を支えるまちづくりに繋がります。

『狭あい道路路線整備事業』は、地域住民が主体となったまちづくり（道路拡幅計画の策定など）を市が支援し、道路拡幅を推進する事業です。



制度イメージ図

## 2 狭あい道路路線整備事業の流れ

裏面をご覧ください。

## 3 留意事項

内 容	備 考
地域住民が主体となって行う事業です。	市が、5人以上で継続的にまちづくり活動をする団体を、申請に基づき「まちづくり推進団体」として認定します。
対象路線は一定区間(交差点から交差点)である必要があります。 1人のみで事業を始めることはできず、路線に関係する方々の協力が必要です。	路線に関係する方の一定割合以上の同意が必要です。
拡幅部分にかかる建築物等(ブロック塀、木など)を撤去する必要があります。	市から助成金があります。 ※金額は、公共事業における基準に基づき算定されます。 また、助成金には上限があります。
拡幅部分にかかる土地を市へ寄付する必要があります。	市から奨励金があります。

◎ 制度について詳しく知りたい方はぜひご連絡ください。

担当 都市整備部 都市整備課 区画整理係  
 電話 0561-76-8159 (直通)、0561-53-2111 (代表：内線 502)  
 E-mail toshiseibi@city.owariasahi.lg.jp

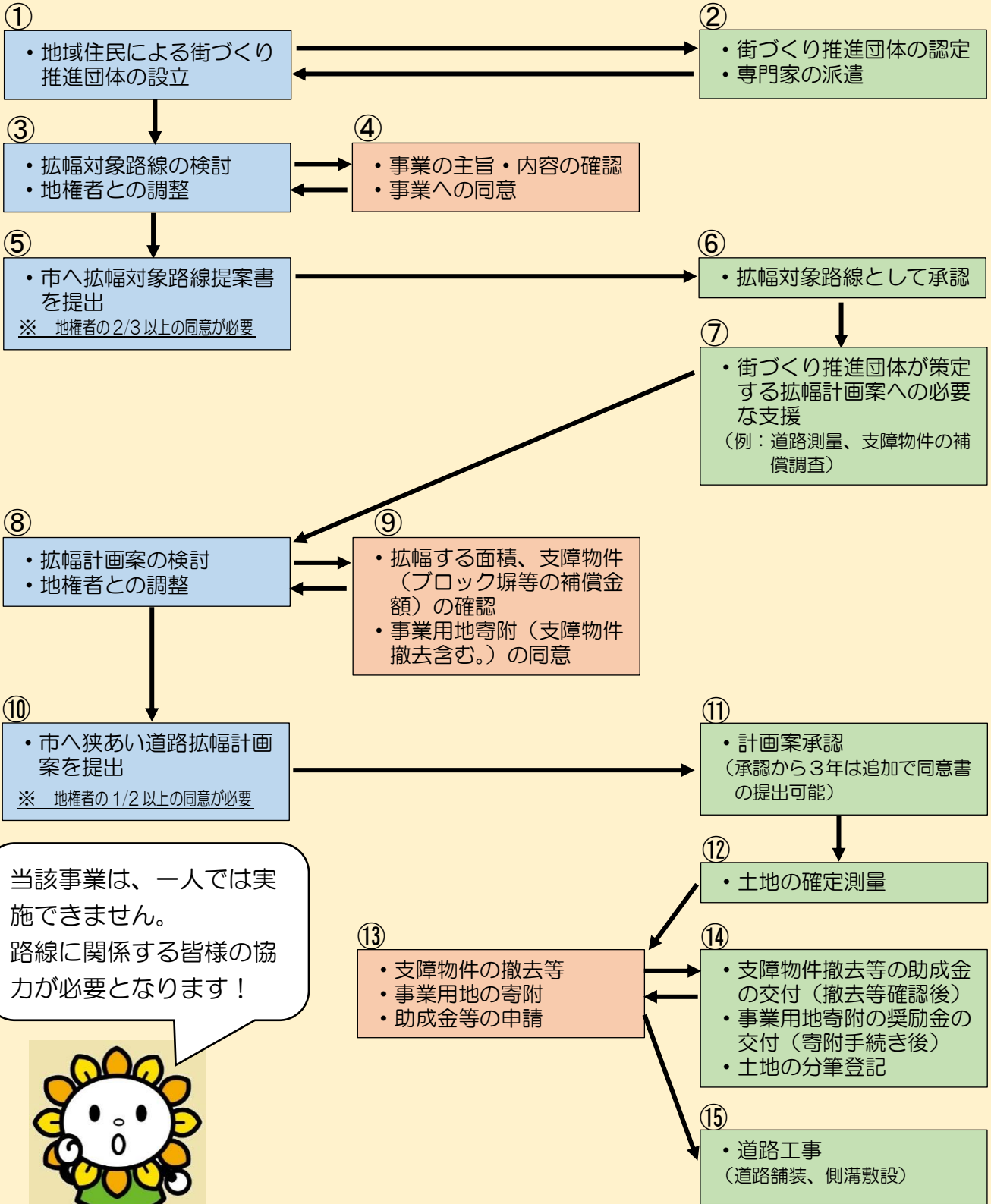


# 狭あい道路路線整備事業の流れ

街づくり推進団体

沿線住民  
(地権者)

市役所



当該事業は、一人では実施できません。  
路線に関する皆様の協力が必要となります！

